

「グローバルC O E プログラム」審査要項

平成 20 年 1 月 18 日
グローバルC O E プログラム委員会

「グローバルC O E プログラム」は、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、国際的に卓越した研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的とする。

「グローバルC O E プログラム」の審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方針

1. 選定する拠点形成計画構想

グローバルC O E プログラムの教育研究拠点（大学院博士課程の専攻、大学附置研究所の研究組織等）形成計画の構想については、以下の①～④の内容のいずれもの条件を満たすものの中から選定する。

- ① 学長を中心としたマネジメント体制による指導力の下、大学の特色を踏まえた将来計画と強い実行力により、国際的に卓越した教育研究拠点を形成する計画であること。
- ② このグローバルC O E プログラムで行う原則 5 年間の事業が終了した後も、国際的に卓越した教育研究拠点としての継続的な教育研究活動が自主的・恒常的に行われることが期待できる計画であること。
- ③ 研究プロジェクトではなく、国際的に優れた研究基盤や特色ある学問分野の開拓を通じた独創的、画期的な研究基盤を前提に、高度な研究能力を有する人材育成の機能を持つ教育研究拠点（人材養成の場）を形成するものであって、将来の発展性が見込まれる計画であること。
- ④ 特に学際、複合、新領域分野については、例えば、将来的に研究科及び専攻の再編などの組織改革及びカリキュラム改革につながるなど、発展性が考えられる計画であること。

また、上記に加えて、申請内容により、

- ⑤ 21世紀C O E プログラムに採択されている拠点については、21世紀C O E プログラムで期待された成果が十分に得られていること、
- ⑥ 他の大学等（国内外の研究機関を含む。）との連携による取組みについては、拠点となる大学及び将来的な拠点構想が明確となっており、その連携が拠点形成に必要不可欠であること、
の 2 つが条件として加わる。

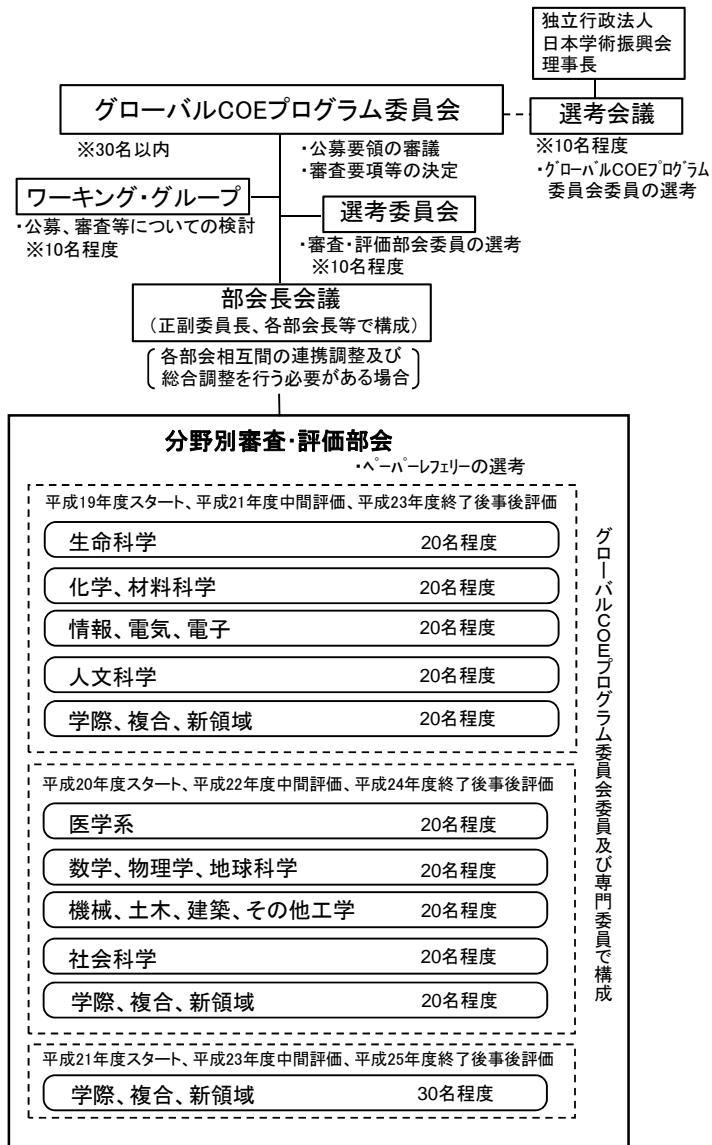
2. 審査は、大学からの申請に基づき、拠点規模の大小にとらわれず、計画の将来性、発展性を重視し、実現性の面から教育研究活動の実績も加味しながら、人材育成、拠点性、国際性の観点から審査を行うものとする。

なお、選定に際しては、特定の学問分野、研究領域等に偏らず、幅広い分野を選定するように留意する。

II. 審査方法

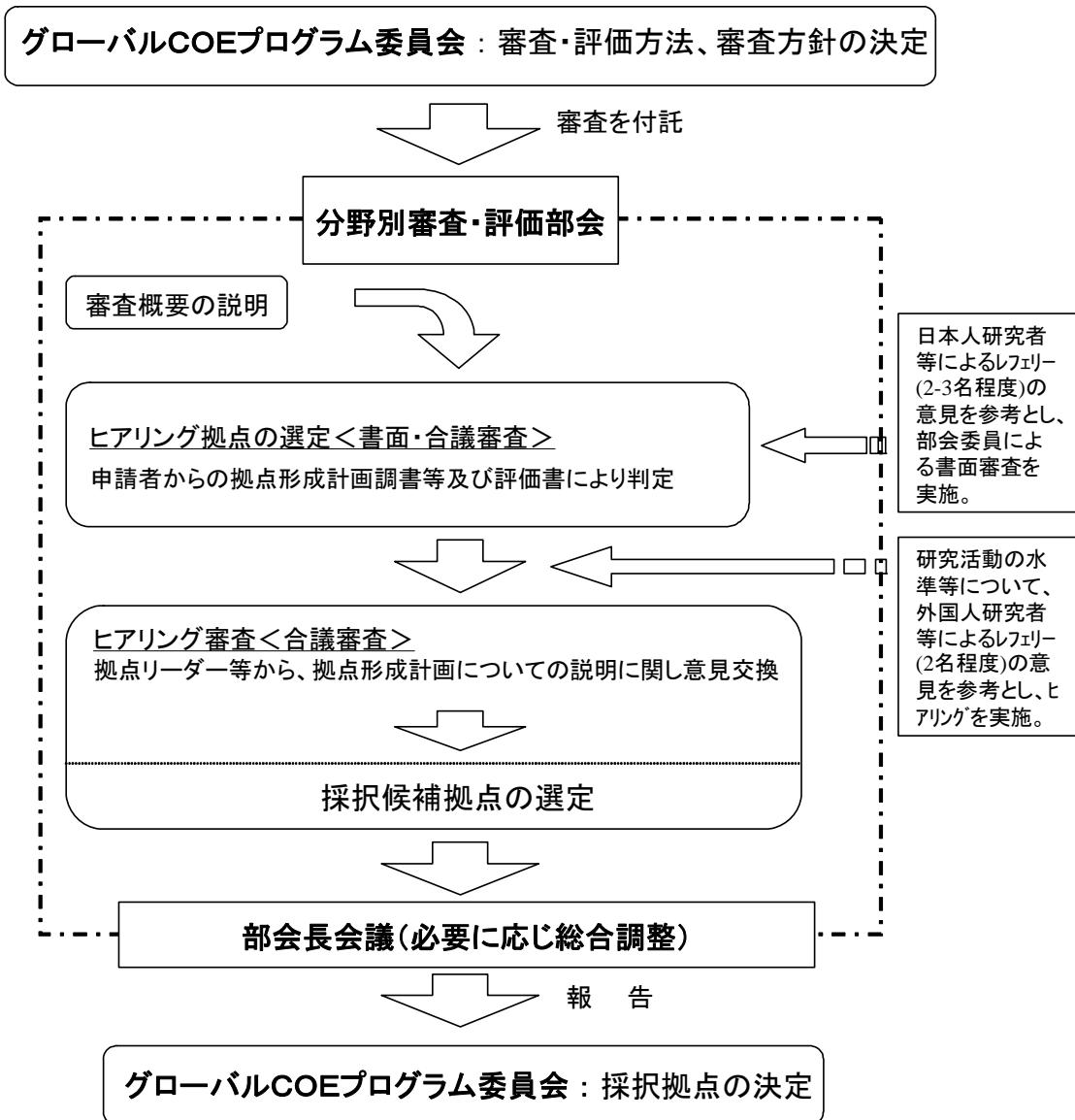
1. 「グローバルCOEプログラム」の教育研究拠点の選定は、分野別審査・評価部会の各部会（平成19年度は、生命科学部会、化学、材料科学部会、情報、電気、電子部会、人文科学部会、学際、複合、新領域部会、平成20年度は、医学系部会、数学、物理学、地球科学部会、機械、土木、建築、その他工学部会、社会科学部会、学際、複合、新領域部会、平成21年度は、学際、複合、新領域部会）において、採択候補拠点を選定し、その結果について必要に応じ、部長会議において総合調整を行った上で、グローバルCOEプログラム委員会に報告し、採択拠点を決定する。

2. グローバルCOEプログラムの審査体制



※ 分野別審査・評価部会の審査の実施に際しては、申請内容を勘案の上、必要に応じて専門委員を追加し、審査を行う。

3. 分野別審査・評価部会における審査手順



4. 審査に当たっての着目点

本審査に当たっての着目点は、以下のとおりとする。

(1) 大学の将来構想と組織的な支援

- ① 大学全体の将来構想において、拠点形成計画が十分戦略的なものとして位置付けられているか。
- ② 学長を中心としたマネジメント体制の下、国際的に卓越した教育研究拠点形成への重点的取組みが予定されているものであるか。
- ③ 事業が終了した後も、国際的に卓越した教育研究拠点としての継続的な教育研究活動が自主的・恒常的に行われることが期待されるものであるか。

(2) 拠点形成計画

- ① 拠点形成計画が、国際的に卓越した教育研究拠点を目指し、将来の発展性が見込まれるものとなっているか。
- ② 拠点形成計画全体が着実かつ現実的であり、教育研究活動の活性化が図られ、実現性の高いものとなっているか。
- ③ 他の大学等との連携による計画については、拠点となる大学及び将来的な拠点構想が明確となっており、その連携が拠点形成に必要不可欠であるか。
- ④ 拠点として機能するための運営マネジメントが期待できる体制となっているか。

1) 人材育成面

- ① 学生が将来、有為な人材として活躍できるよう、必要な指導体制、教育プログラム等が計画されているか。
- ② 博士課程学生に対する経済的支援や、若手研究者に自立して活躍できる機会を与えるなど、若手研究者がその能力を十分に發揮できるような計画となっているか。
- ③ 国内外から優秀な学生を集めるための方策（このための情報提供を含む）や、学生の流動性を向上させるための方策、国内外の優れた教員の雇用・招聘や留学生を含む若手研究者の派遣・受入れ、海外の大学等と協力した人材育成プログラムの実施など、国際的に活躍できる人材を育成するための工夫がされているか。
- ④ 博士課程学生を含めた若手研究者の育成・支援の実績を有しているか。（特に、21世紀COEプログラムにおいて採択されている拠点については、21世紀COEプログラムで期待された成果が十分に得られているか。）
- ⑤ 他の大学等と連携した取組みについては、人材育成における連携の有効性が明確になっているか。

2) 研究活動面

- ① 拠点形成計画の内容が国際的に卓越した拠点を目指すものであり、国際的なネットワークの構築、国内外の優れた研究者の雇用・招聘や若手研究者の派遣・受入れ、海外の研究機関等との連携など、国際的な研究活動が実施されるものとなっているか、または、我が国固有の分野もしくは、諸外国に例を見ない独創的な研究アプローチとなっており、諸外国に積極的な情報発信をするものとなっているか。
- ② 拠点形成計画に参画する研究者が、実質的に協力・連携し、拠点形成に向けて十分貢献できる体制となっているか。
- ③ 国際的に卓越した教育研究拠点の形成に当たって、必要な研究活動の実績を有しているか。（特に、21世紀COEプログラムにおいて採択されている拠点については、21世紀COEプログラムで期待された成果が十分に得られているか。）
- ④ 他の大学等と連携した取組みについては、研究における連携の有効性が明確になっているか。

(3) 申請経費の合理性等

- ① 申請経費の内容は妥当であり、計画上、必要不可欠なものか。

5. その他

(1) 申請及び支援等

① 9分野に区分された学問分野のうち、平成19、20年度各々5分野、平成21年度については、1分野について申請を受け、審査を行う（下表参照）。

各大学からは、個々の申請についてどの分野での審査を希望するかを含めて申請を受け、それぞれ大学が希望する分野において審査を行うものとする。したがって、申請分野については、他の分野への移し替えはしない。

なお、審査は下表の分野ごとに行うものであり、例示された分野ごとに行うものではない。

② 選定件数は、公募要領に応じ、各分野毎に10～15拠点程度とする。

③ 事業規模は、1件当たり年間5千万円から5億円程度（分野等に応じ、5千万円以下も可、平成21年度は3億円程度を上限とする）とし、支援期間は原則5年間とする。これらの条件に照らして、拠点形成計画に対応し必要な額であるかという観点から審査・評価を行う。

《分野構成》

分 野	分野の例示（下注参照）
○ 生命科学	生物科学、農学、薬学 等、 その他「生命科学」を主とする複合分野
● 医学系	医学、歯学、看護学、保健学 等、 その他「医学系」を主とする複合分野
○ 化学、材料科学	化学、材料科学、金属工学、プロセス工学 等、 その他「化学、材料科学」を主とする複合分野
● 数学、物理学、地球科学	数学、基礎物理学、応用物理学、天文学、 地球惑星科学 等、 その他「数学、物理学、地球科学」を主とする複合分野
○ 情報、電気、電子	情報学、システム、ソフトウェア、材料・デバイス、 電気通信工学 等、 その他「情報、電気、電子」を主とする複合分野
● 機械、土木、建築、 その他工学	機械工学、土木工学、建築学 等、 その他「機械、土木、建築、その他工学」を主とする 複合分野
○ 人文科学	哲学、文学、言語学、史学、人文地理学、文化人類学、 心理学、教育学、芸術 等、 その他「人文科学」を主とする複合分野
● 社会科学	法学、政治学、経済学、経営学、社会学 等、 その他「社会科学」を主とする複合分野
◎ 学際、複合、新領域	医工学、生活科学、環境学、エネルギー科学、地域研究 等 「人文科学」と「生命科学」など、上記公募分野の2つ以上にまたがるような複合分野（1分野を主とする複合分野を除く） 新たな領域

（注）分野の例示は、各分野の広がりをイメージするための参考として記載しているものであり、これらに限定したり、当該分野を固定化することや、分野の融合を妨げる趣旨ではない。

※○印は平成19年度、●印は平成20年度、◎印は平成19－21年度の募集・選定分野。

(2) 開示・公開等

- 1) グローバルCOEプログラム委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

 - ① 審査（人選を含む）に関する調査審議の場合
 - ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う各部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。
- 2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。
- 3) 審査結果（採択されたプログラム）は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- 4) 委員等の氏名について
 - ① 委員会の委員の氏名は、公表することとする。
 - ② 各部会の委員の分属及び専門委員の氏名については、採択後に公表することとする。

(3) 利害関係者の排除

- 1) 範囲
 - ① 委員が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
 - ② 委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
 - ③ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
- 2) 運用
委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事案についての審査・評価（書面審査、ヒアリング）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。

（その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合の例）

- 委員が、申請プログラムの拠点リーダーとの関係において、次に掲げる例示に該当すると自ら判断する場合は、審査・評価に加わらないこととする。
- ・ 親族関係、もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ・ 密接な師弟関係

(4) 秘密保持

- ・ 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・ 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(5) 中間評価・事後評価

本プログラムについては、2年経過後に中間評価、期間終了後に事後評価を実施する。

詳細は、採択申請者に対し、別途通知する。

別紙

審査に用いる資料の主な内容

1. 将来構想等調書

- ・大学の将来構想
- ・学長を中心としたマネジメント体制と当該拠点に対する組織的支援
- ・事業の継続性

2. 拠点形成計画調書

- ・拠点のプログラム名称・中心となる専攻等・拠点リーダー・事業経費・事業推進担当者等
- ・拠点のこれまでの教育研究活動
- ・拠点形成の目的、必要性・重要性、期待される成果
- ・拠点の運営体制
- ・人材育成の計画
- ・研究活動の計画
- ・他の関連する事業との相違点
- ・21世紀COEプログラムにおける中間評価結果（事後評価結果）におけるコメント及び対応状況等について
- ・前回申請したプログラムの改善・充実点について
- ・初年度及び次年度の各経費の明細
- ・補助金の適切かつ効果的使用

3. 教育研究活動調書

(1) 教育研究活動に係るデータ

①人材育成面の状況

- ・博士課程学生（外国人留学生を含む）の在籍及び学位授与状況
- ・修了後の進路の状況
- ・ポスドクの採用の状況
- ・博士課程学生への経済的支援の状況
- ・博士課程学生の学会発表、学術雑誌等への論文等発表数

②研究活動面の状況

- ・レフェリー付き学術雑誌等への研究論文発表状況又は専門書等の発行状況
- ・学会賞等各賞の受賞状況等
- ・国際学会での発表（基調講演・招待講演等）状況
- ・他大学等との共同研究の実施状況
- ・この拠点形成計画に関連して従来受けた補助金等
- ・教員の他大学等の経験状況
- ・任期制、公募制の導入状況
- ・外国人教員の在籍状況

(2) 教育研究活動評価対象者調書

(3) 教育研究拠点の特色

(4) 関連分野研究者

(備考)

3. (2)については、事業推進担当者の中から10人以内を対象に作成を求めるものとする。